

水田活用の直接支払
交付金等に関する

要 望 書

2022（令和4）年11月

北海道農民連盟

水田活用の直接支払交付金等に関する要望

北海道の水田農業においては、国の減反政策のもとで主食用米からの作付転換に尽力した経過にあり、生産者や生産者団体等が中心となって、全国的な米の需給安定のため、需要に応じた作付を推進し、各地域で将来を見据えた活力ある産地づくりを進めてきたところです。また、安心・安全な食料の安定供給を通じて、我が国の食料安全保障に寄与しているほか、幅広い関連産業と結び付き、地域経済や雇用を支えるとともに、国土の保全や美しい農村景観の形成など、多様な役割を担っています。

こうしたなか、昨年に水田活用の直接支払交付金の見直し事項が公表され、今後5年間に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針を示しました。北海道においては、既に長年水稻を作付していない農地も数多く存在し、農地価格への影響や土地改良区の維持など、道内の農村地域に甚大な影響を及ぼす恐れがあることから、生産現場では大きな混乱が生じました。

見直しを受け、各地域では将来の農地や産地形成のあり方等について議論が始まっており、現在の耕作者(所有者)が今後の農地の扱いを今後5年間という短期間で判断する状況となっています。なかでも、農水省は「現場の課題を検証する」としていることから、早期に地域の意見を十分考慮した対応等が求められています。

つきましては、これからも北海道農業が我が国の食料安全保障に最大限寄与し、地域の担い手や関係者が夢と希望をもって産地づくりに邁進できるよう、農村地域の持続的発展と農業者の不安払拭のため、下記の通り要望いたします。

2022（令和4）年11月

北海道農民連盟

委員長 大久保 明義

1. 水田活用予算の十分な確保など

①水田活用の直接支払交付金の十分な予算確保と安定的な制度運用

2022年産米においても全国的に大規模な作付転換が進み、水田活用交付金の予算不足が懸念されていることから、補正で追加の予算措置を講ずること。

また、飼料用米など戦略作物等の生産振興と産地形成に向けて安定した取組みを継続するため、2023年度以降の水田活用交付金についても支援内容の維持・拡充を図るとともに、必要な予算を恒久的に確保し安定的に運用すること。

②水田リノベーション事業の継続と予算・事業の拡充など

2021年度補正予算で措置された「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」については、低コスト・省力化などにより生産基盤の強化等に繋がることから、対象品目の拡充など事業の強化と継続するために十分な予算を確保すること。

2. 現場の実態を踏まえた交付対象農地の確認

水田活用交付金の交付対象農地の確認方法について、新たに1カ月以上の水張りを要件とした方法も追加されたが、北海道は積雪期間が長く、農作業適期が限定されている上、土地改良区の管理している農業用水は使用できる期間が限られているため、地域や気候等を十分考慮した柔軟な対応を図ること。

また、積雪寒冷地帯において水稻育苗ハウスは米の作付に必要不可欠であることから、当該ハウスが立っている農地については交付対象農地として認めること。

3. 現場への混乱を招かない飼料用米助成の要件見直し

飼料用米助成の要件を専用品種の取組みに限定した場合、主食用米の過剰作付や種子不足、コンタミ等が生じる恐れがあるほか、飼料用米が水田フル活用や食料自給率の向上など多面的な役割を果たしていることから、一般品種への助成を引き続き認めること。

4. 畑作物の振興に向けた関連対策の十分な予算確保など

①畑作物振興に係る関連対策の十分な予算確保と継続について

見直しを受け、生産現場では将来の農地の扱いについて議論が始まったばかりであり、今後も検討が続くことから、「畑地化促進事業」や「畑作物産地形成促進事業」、「国産小麦・大豆供給力強化総合対策」については十分な予算を確保するとともに、当初予算として2024年度以降も継続すること。

②畑地化支援の柔軟な運用

畑地化促進事業等を活用し、専用機械等を計画的に導入する観点から、畑地化支援の交付金については単年による支払だけでなく、複数年に分けての交付も可能とすること。

5. 人・農地プランに位置付けられた担い手等が交付対象外農地を取得した際の対応

現状の見直し内容では、現在の耕作者（所有者）の考えで今後の農地の扱いを取り決めてしまい、当該農地を買い（借り）受けた耕作者が自身の経営判断のもとで営農できない状況にあるほか、見直しによって将来の農地のあり方等について検討する地域内の協議が停滞し、水田と畑地がモザイク状に点在するなど担い手への農地集約・集積が進まない恐れがあるため、地域計画（人・農地プラン）に位置付けられた担い手等が取得した交付対象外農地において、水張りを行った場合は対象農地に戻せる措置を講ずること。

6. 食料安全保障などの視点に立った政策の構築

①国内自給及び安定供給に向けた飼料生産への支援について

配合飼料価格の高騰や世界情勢の不安定化等で、我が国の食料安全保障が見直されていることから、食料自給率向上など国内飼料の安定的な確保に向けて、水田地域における飼料の生産に対する新たな支援を局や課、省庁を横断して構築すること。

②食料安全保障を踏まえた新たな政策

見直しに伴う畑地化や土地改良区の決済金への支援など、一時的な支援だけでは北海道における水田農業の持続的発展にそぐわないほか、対象農地と対象外農地がモザイク状に点在する恐れがあり、土地改良区や用水施設の維持問題など農村地域の衰退に繋がりがねないことから、食料安全保障の観点から農産物の生産に対する面的な支援を図るなど、産地が将来あるべき姿を描ける新たな政策を構築すること。